

福島のおゆき国会日誌

< 常陸那珂港とひたちなか海浜鉄道の連携の必要性を訴える >



2日、国土交通委員会で港湾法改正法案の質疑に立ちました。わずか10分の時間ですが、立法府の名に恥じないような質疑を心掛けました。

今回の改正法案の主な目的は、港湾における脱炭素化の推進。私は、運輸部門全体の脱炭素化のためには、トラック輸送の約1/3のCO2排出量の鉄道貨物へのシフトが必要であり、そのためには国際海上コンテナの海陸一貫輸送への対応に向けた施策

が必要であると指摘しました。その際、改めて常陸那珂港とひたちなか海浜鉄道の連携の可能性も紹介いたしました。斉藤鉄夫国土交通大臣からは、とても前向きな答弁をいただきましたので、今後の取り組みに期待したいと思います。

次に、法案第55条の2の2で、災害復旧工事等のために国などが委託した民間人に工事のための他人の土地への立ち入り権限を与える改正案について、他の道路法や海岸法の規定と異なり、立ち入り拒否した時への罰則がないことを確認いたしました。国土交通省は、これまで「所有者の同意が得られず調査できなかった事案が発生」したから法改正が必要であるとしています。しかし、この改正法案では、その問題は解決されません。欠陥法案と言わざるを得ないのです。

国土交通省の事務方からあらかじめ聞いたところでは、昭和25年に作られた法律の条文をそのまま踏襲しているだけとのこと。これまで通常国会で審議した建築物省エネ法や盛土規制法でも、国土交通省が作る法律はいつも穴が開いていて、問題が起こるごとにその穴をふさぐ後手の対応を繰り返しています。「しっかりしろ」と一喝しました。

こうした法案審査こそが、本来の立法府たる国会の役割だと考えます。もっと時間が欲しい、というのが本音です。質疑の様子は、右のQRコードからご覧になれます。



< Web 論座に寄稿 >

Web 論座に連載している「令和の政治改革」。今回は、安倍元首相やエリザベス女王の国葬を振り返りながら、「ポスト西洋近代の大変動期に入った世界 対立軸は「グローバルズム対土着」と題した論考です。私の力量を超える、ちょっと大きなテーマを論じてしまったかもしれません。

5日11:00までは無料で読むことができます。ぜひご一読ください。



< 「福島のおゆき躍進のつどい」開催します >

11月7日の18:30～水戸京成ホテルで政治資金パーティーを開催します。有志の会のメンバーが水戸に結集して、今後の日本政治に私たちがどのような役割を果たしていくのか、直接お話いたします。

コロナ禍の時世飲食の提供はありませんが、オンラインでも参加することができます。私たちは政党助成金をいただいております。ぜひご協力たまわりますと幸いです。お申し込みは、福島のおゆき水戸事務所 TEL:029-302-8895

